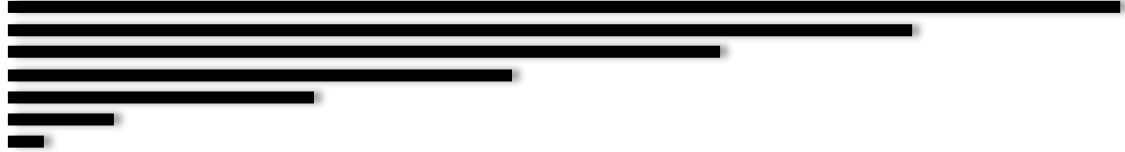


# **運輸安全マネジメント 2020**



**阪神タクシー株式会社**

**2020年4月1日**

## 〔 2019年度 輸送の安全に関する目標および達成状況 〕

### 1. 重大事故件数（自動車事故報告規則第2条に規定するもの）

目標 … 0件

結果 … 2件

### 2. 有責事故発生件数

目標 … 前年（2018年度）発生件数の10.0%削減

結果 … 前年（2018年度）発生件数の9.7%増加

## 〔 2019年度 輸送の安全に関する目標達成のための具体的な取り組み 〕

### 1. 輸送の安全確保が最優先するという意識の徹底

輸送における安全意識の向上を図るため、社長をはじめとする役員が出庫する各営業車に対して点検指導を実施し、乗務員に対しても安全意識の重要性を認識させ、安全意識の向上に努めた。

### 2. 安全教育および交通事故防止研修の取り組み

#### ①交通事故防止対策の充実

管理職をはじめとする運行管理者が、当社の主要な営業地域内における交通事故発生箇所の検証をし、また、乗務員からの情報を基とした交通危険箇所の把握・巡回を行い、その情報を全乗務員にフィードバックし、啓蒙・啓発活動を実施した。

また、営業中に発生したヒヤリハット情報を定期的に集約し、大型モニターを活用してドライブレコーダー映像を放映し各基地にて乗務員に対し共有した。

#### ②安全運転講習会の実施

（春） 6月25日～26日 前年度交通事故分析および今年度の運輸安全マネジメントの取り組みを実施。388名参加。

（秋） 11月19日～21日 SMBC インターリスク総研の講師を招き、交通事故防止に関する講和およびハラスメント教育を実施。381名参加。

### ③事故惹起者教育の実施

- ・個別教育および指導 … 158名（参考：前年度143名）
- ・事故惹起者6時間教習 … 12名
- ・事故惹起者総括教習 … 28名

### ④新人乗務員教育（フォローアップ研修含む）の充実

- ・入社時および入社後それぞれ定期的に教育を実施し、入社時教育の内容を復習するとともに安全意識を再認識させた。
- ・入社時教育 18名
- ・フォローアップ研修（3か月研修18名、6か月研修15名、12か月研修15名）

## 3. 安全管理体制

### ①会議体の充実

- ・役員連絡会 … 毎週月曜日
- ・部長会議 … 月2回
- ・営業本部会議 … 月2回
- ・事故査定会議 … 月2回
- ・統括会議 … 月1回

### ②点呼による指示管理の充実

- ・拡大点呼 … 全乗務員を対象に情報の共有およびドライブレコーダーによる事故事例の分析等を実施した。
- ・対面点呼 … 各乗務員の健康状態等を把握するとともに、直近の事故内容や天候等を伝え注意喚起した。
- ・緊急点呼 … 重要性の高い事案に対し、パワーポイントおよびドライブレコーダー映像による状況説明を行い、全乗務員に情報を周知し、危機管理意識を高めた。

### ③車両点検の管理体制強化

運行管理者が、出庫前日常点検の完了確認を対面点呼時に実施した。

また、入出庫時に各営業車の車両積算走行距離を記録するにより、車両の状態を的確に把握することとした。

## 4. 交通事故防止体制の強化

### ①交通事故の情報収集と原因分析への取り組み

交通事故状況を調査し、事故の背景に潜む要因の情報収集を行い、原因を分析し乗務員を

教育することができた。

## ②運行管理部門の質的向上

- ・運行管理者特別講習 … 1名
- ・運行管理者一般講習 … 18名
- ・運行管理者基礎講習 … 8名
- ・NASVA 適性診断（初任診断） … 18名
- ・NASVA 適齢診断（計72名）
  - 【内訳】65歳時診断 … 23名
  - 68歳時診断 … 14名
  - 71歳時診断 … 30名
  - 74歳時診断 … 3名
  - 76歳時診断 … 3名
- ・NASVA 特定診断 I … 11名

## ③健康管理体制の強化

（秋）受診者 … 509名

（春）受診者 … 466名

特に成人病に関する項目については、綿密な面談を実施した。

また、点呼場に血圧計を設置することにより、日常的に健康管理の重要性の意識付けを継続している。

## ④PDCA サイクルの活用

有責事故に関しては、緊急・拡大・対面点呼にて事故概要を全乗務員に周知し、安全意識を高めることができたが、2019年度目標を達成できなかったことに重点を置いて、安全輸送の根本的な部分から見直しを図る必要性が課題としてクローズアップされる結果となった。

## 5. 内部監査による監査の実施

### ①運輸安全マネジメントの実施状況

### ②計画の進捗状況

### ③その他輸送の安全に関わる事項の実施状況

2020年3月18日

阪神電気鉄道株式会社・内部監査部により阪神グループ各社の運輸安全マネジメントの取り組みについて監査が実施され、次の事項について指摘された。

- ・大項目の「内部監査」を掲げ、「①運輸安全マネジメントの実施状況」、「②計画の進捗状況」、「③

その他輸送の安全にかかわる事項の実施状況」の項目までの記載はあるが、内部監査の結果やその結果に基づき講じた措置についての記載がない。

以上、指摘された事項について真摯に受け止め、2019年度の当社内部監査の評価を記載する。

#### 【内部監査の評価】

「輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置」について運輸安全マネジメントの実施項目及び状況を監査し、以下の点を確認・評価した。

・拡大点呼時に於ける事故事例（ビデオ放映）及び「ヒヤリハット」事例紹介を組み合わせた防止策の徹底

・新任課長2名を中心とした積極的な危険箇所、乗り場の巡回指導

課題として、事故総件数225件、うち有責事故158件は、目標対前年10%減を大きく下回り、また重大事故も目標0件に対し、2件惹起となったため、操業基準遵守の徹底、教育・指導の拡充・徹底を指摘した。安全運転のためのPDCAサイクルを指導職が中心となり、適切に廻すことで、運輸安全マネジメントを有効に機能させ、全社員への事故防止意識の浸透と、重大事故撲滅への取り組み継続していくことが重要と判断する。

## 6. 予算の実施状況

- ①ユニバーサルデザイン車両更新 … 5,461千円（JPN TAXI…2台）
- ②ドライブレコーダー新機種更新 … 156千円
- ③スタッドレスタイヤ更新 … 275千円

## 7. その他社内で実施した安全に対する啓発事項

- ①連続無事故達成者表彰の実施
- ②国土交通省近畿運輸局自動車監査指導部による運輸安全マネジメントの評価  
2019年8月27日～29日に下記の内容にて実施された。
  - ・オープニングミーティング
  - ・インタビューの実施
  - ・文書、記録等の確認
  - ・クロージングインタビュー
- ③事故多発形態の啓発ポスター作成

## 《 2020年度 輸送の安全に向けた取り組みについて 》

既述のとおり、2019年度に掲げた目標を達成できなかったことを会社全体として重く受け止め、輸送の安全を最優先とする基本方針に立ち返り、取り組みます。

今年度の安全に対する取り組みとしては、今までの安全施策を継続しつつも、目標達成に至らなかった施策については再分析し改善をしていくこととし、自動車事故については、前年度に引き続き追突事故の削減施策に取り組みます。

また、今年度は自転車や歩行者を対象とした交通事故を大幅に削減するための施策を追加し、歩行者等の安全を念頭において、自動車事故の防止に努めます。

## 《 2020年度 運輸安全マネジメントに関する取り組み 》

1. 基本方針
2. 重点施策
3. 目標
4. 年間計画
5. 内部監査
6. 予算
7. 安全統括管理者
8. 安全管理規程

### 1. 基本方針

- ①社長および役員は、経営トップとして輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に対し輸送の安全確保が最優先するという意識を周知徹底させます。
- ②輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（PDCA）を確実に実施する計画書を作成し、絶えず輸送の安全性を希求することはもとより、安全対策を見直す等、全社員が一丸となって安全輸送に対する業務が遂行できる組織構築を図ります。

### 2. 重点施策

- ①輸送の安全確保が最優先するという意識を全社員に徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ②輸送の安全に関する対策費用および投資を効率的に行うように努めます。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置および予防措置を講じます。
- ④輸送の安全に関する情報を伝達し共有します。
- ⑤輸送の安全に関する教育および研修計画を策定し実施します。

### 3. 目標

#### ①重大事故発生件数（自動車事故報告規則第2条に規定するもの）

目標 … 発生させない。

#### ②有責事故発生件数

目標 … 前年度発生した有責事故件数の15%を削減。

（10万キロあたりの事故発生件数に換算すると1.11件に相当）

※参考：2019年度の10万キロあたりの事故発生件数は1.33件

なお、追突事故および自転車・歩行者を対象とした事故発生件数の半減を目指す。

### 4. 年間計画

#### ①輸送の安全確保が最優先するという意識の徹底（継続項目）

社長をはじめとする役員が現場視察等を積極的にに行い関与することによって、乗務員への安全意識の高揚を図り、安全第一に努めます。

#### ②教育、研修の充実（継続項目）

##### (1)事故防止対策の充実（一部内容変更）

交通事故が発生したドライブレコーダー映像の経緯を乗務員とともに視聴・共有し、安全意識の低下を防ぎ、危険度の高いシチュエーションを確認し、啓蒙・啓発の頻度を高め、今後の乗務に役立てます。

年間目標に掲げている事故種別をしている事故を未然に防ぐための取り組みを強化し、該当する事故が発生した場合には、事故種別に特化した内容で教育を実施します。交通事故が発生したメカニズムの分析と発生原因の究明に特化し、“考えて事故を防ぐ”ことを目的とした教育を実施します。

また、過去に事故歴のある乗務員が交通事故を惹起した場合は、運転技能講習を取り入れ、再発防止に努めます。

##### (2)安全運転講習会の実施

春と秋の年2回において、全乗務員を対象とした講習会を実施します。講習会の内容は、事故分析をはじめ、事故防止等のテーマを定めて講師を招いての講和や、ハラスメント研修、人権研修等も同時に実施します。

##### (3)事故惹起者教育の実施(一部内容変更)

事故惹起者教育（乗務員指導要領に規定されるもの）を実施します。また、別途事故惹起者を対象にした「事故惹起総括教習」を実施します。事故惹起の原因分析をはじめ防止策についてグループ討議を行い、路上教習および安全確認の技術向上を図ります。

今年度より、教育目的が理解しやすいように「事故惹起者総括教習」を「交通事故再発防止グループ教習」と名称を変更し、交通事故再発防止に特化した内容で教習を実施します。

#### (4)新人乗務員教育

新人乗務員に対し、定期的にフォローアップ教育を開催し、事故予防をはじめ運転技術向上や  
接遇教育を実施します。

### ③安全管理体制（継続項目）

#### (1)会議体の充実

安全に対する事項について定期的に会議を開催し、検討・協議・指示を行い、情報の伝達や共  
有を図ります。

#### (2)点呼による指示・確認

拡大点呼および対面点呼において、安全に対する意識を高めるとともに、安全輸送に必要な指  
示念達を行います。

#### (3)飲酒運転（酒気帯び）の管理体制強化

運行管理者が出庫時および入庫時の対面点呼において、アルコール検知器を用いたアルコールチ  
ェックを確実に行うとともに、飲酒に対する啓蒙啓発活動を継続的に実施し、飲酒・酒気帯び運転  
の撲滅を図ります。

#### (4)車両点検の管理体制強化

運行管理者および整備管理者が、対面点呼時に各営業車の出庫前点検作業の完了を確認  
し、整備不良に起因する事故や違反を未然に防ぎます。また、運転操作ミスが起因とする交通事  
故が社会問題視されている昨今、安全アシスト車両の導入を進めます。

### ④事故防止体制の強化（継続項目）

#### (1)交通事故の情報収集と原因分析への取り組み

運行管理者による交通事故現場への視察を行い、事故発生メカニズムを分析するとともに、ヒ  
ヤリハット情報を収集し、これらを毎月 1 回モニター等で放映して現場にフィードバックし、全体的な  
ボトムアップを図ります。

#### (2)運行記録計による管理体制の強化

運行記録計をチェックして拘束時間、乗務距離、速度、休憩時間の管理を徹底することにより、  
適正な労働環境を確立し疲労による交通労働災害を防止します。

#### (3)管理部門の質的向上

安全統括管理者は、運行管理者および整備管理者に対し、社内教育をはじめ定期的に外部  
機関での講習を受講させることにより管理知識の向上を行います。また、NASVA の運転適性診断  
の受診結果を活用し、乗務員に個別指導を実施します。

#### (4)健康管理体制の強化

全従業員に対して健康診断の受診を徹底させることを図り、受診結果に基づいて各自で健康状  
態を把握することを意識させ健康管理の重要性を認識させます。また、高齢乗務員（60歳以  
上）においては、既往歴等を把握したうえで健康指導し、健全に乗務できるように努めます。



#### (5) P D C Aサイクルの活用

安全最優先の基本方針に基づき、年度目標および安全確保に向けた取り組みにおいて P D C Aサイクルを活用します。そのサイクルを次年度に向けて、更に精度を高め、安全対策に取り組みます。

#### (6) 運輸安全マネジメントの評価（新規項目）

当社の掲げた運輸安全マネジメントを評価するために新たな取り組みを始めます。内部監査要員の養成に着手し、関係法令や社内規程等を基軸とし多角的な視点から当社が目標としている安全への取り組みを公平に評価できる体制の構築を目指します。

### 5. 内部監査

- ① 運輸安全マネジメントの実施状況
- ② 年間計画の進捗状況
- ③ その他輸送の安全に関わる事項の実施状況

### 6. 予算

- ① 車両更新（ユニバーサルデザイン車両） … 15,000千円
- ② ドライブレコーダー更新 … 391千円
- ③ スタッドレスタイヤ更新 … 275千円

### 7. 安全統括管理者

取締役営業部長 南 勝也

### 8. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

# 安 全 管 理 規 程

平成23年8月1日  
阪神タクシー株式会社

# 目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
第 3 章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
第 4 章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、阪神タクシー株式会社（以下「当社」という。）の旅客自動車運送事業に係る業務全般に亘り、日常業務を行なううえで適用するものとする。

## 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本方針)

第 3 条 社長及び役員は、経営トップとして「輸送の安全確保」が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内においては常に『安全・安心・快適』な輸送の確保に向け、主導的役割を果たす。

2. 社長及び役員は、現場における安全に関する意見に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に把握し、社員に対しては『輸送の安全確保が最優先する。』という意識を周知徹底させる。
3. 輸送の安全に関する計画書「安全性向上のための計画書を作成（Plan）・計画に基づく安全対策の実施（Do）・実施した事による評価（Check）・改善ポイントを整理し、更に計画を改善し実施する（Act）」を策定し、確実に実施する。
4. 絶えず輸送の安全性を希求する事はもとより、安全対策を不断に見直す等、全社員が一丸となって安全輸送に対する業務が遂行できる組織構築を図る。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する基本方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 『輸送の安全確保が最優先する。』という意識を全社員に徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的、かつ、効率的に行なうよう努める。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修計画を策定し実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 前条の方針に基づき、輸送に関する安全目標を策定する。

(輸送に関する計画)

第 6 条 輸送の安全確保をするために、第 4 条 (輸送の安全に関する重点施策) に応じた必要な計画を作成する。

### 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長及び役員 の責務)

- 第 7 条 社長は、輸送の安全確保に関する事業に関し最終的な責任を有する。
- 2. 社長及び役員は、輸送の安全に関し、予算の確保及び体制の構築等、必要な措置を講じる。
  - 3. 社長及び役員は、輸送の安全確保に関し、第 8 条に定める安全統括管理者の意見を尊重する。
  - 4. 社長及び役員は、輸送の安全確保を行うために業務の実施内容及び管理状況が適切かを確認するとともに、必要な場合はその改善措置を講じる。

(社内組織)

第 8 条 次に掲げる者を選任し、「輸送の安全確保」について責任ある体制を構築し、また、確保するための企業統治を適格に行なう。

- ① 安全統括管理者
- ② 運行管理者 (夜間統括者及び運行管理者の補助者を含む)
- ③ 整備管理者
- ④ その他必要な責任者

- 2. 運行管理者及び整備管理者は、安全統括管理者の指示を受け当該営業所を統括し、輸送の安全確保に関しての指導監督を行なう。
- 3. 輸送の安全確保に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故・災害等に対処する場合も含め、別に定める組織図 (緊急時対応連絡手順) に基づき対応する。

(安全統括管理者 (注 1) の選任及び解任)

第 9 条 役員のうち、旅客自動車運送事業・運輸規則第 47 条の 5 に規定する

要件(注2)を満たすものの中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が、次の各号に該当するときは当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障及びその他のやむを得ない事由により職務を引き続き行う事が困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行なうことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要である意識を昂揚させるとともに徹底する。
- ② 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立するとともに維持する。
- ③ 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施する。
- ④ 輸送の安全に関する報告及び連絡体制を構築し、全社員に対して周知徹底を図る。
- ⑤ 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ、必要に応じて随時内部監査を行い社長及び役員に報告する。
- ⑥ 社長及び役員に対し、輸送の安全確保に関し必要な改善に関する意見を述べるとともに必要な改善策等を講じる。
- ⑦ 運行管理が適正に行なわれるよう、運行管理者を統括管理する。
- ⑧ 整備管理が適正に行なわれるよう、整備管理者を統括管理する。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、全社員に対して必要な教育又は研修を行なう。
- ⑩ その他、輸送の安全確保に関する統括管理を行なう。

#### 第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 社長及び役員と現場、安全統括管理者及び運行管理者と乗務員等との双方向での意思疎通を十分に行うことにより、社内において輸送の安全に

関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態を発見した場合には、看過したり恩赦したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故・災害時に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制は、別に定める緊急時対応連絡手順にて対応する。

2. 事故・災害等に関する報告は、安全統括管理者から社長・役員及び社内の必要な部署等に速やかに伝達する。
3. 安全統括管理者は、社内において報告事項等についての連絡体制の周知徹底を図るとともに「報告連絡体制が機能しているか」を常に確認し、後の対応が円滑に進むよう指示等を行なう。
4. 自動車事故報告規則（昭和 26 年・運輸省令第 104 号）に定める事故・災害等が発生した場合は、規定に基づき国土交通大臣に報告又は届出を速やかに行なう。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する計画を策定し実施する。

(輸送の安全に対する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は統括運行管理者が指名する者を実施責任者として指名し、「輸送の安全に関する計画書」の実施状況等を検証するため 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合、その結果を速やかに社長及び役員に報告するとともに、改善する事項が認められた場合は必要に応じ諸対策を検討し、是正措置又は予防策を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 社長及び役員は、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは、輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善策を検討し、是正措置又は予防策を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、その事故原因を分

析するとともに安全確保のための方策を検討し、現在よりも更に高度な安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する情報について必要に応じ、以下に掲げる項目を毎年度ごとに外部に公開する。

- ① 輸送の安全に関する基本方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第 2 条に規程の事故に関する統計
- ④ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画及びその成果
- ⑦ 事故・災害等に関する報告及び連絡体制
- ⑧ 安全管理規程及び安全統括管理者
- ⑨ 輸送の安全に関する教育及び研修計画
- ⑩ 輸送の安全に関する内部監査結果及びその後の経過措置内容

2. 行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合は、外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の保管及び管理等)

第 18 条 本規程は、業務を遂行する上において必要に応じ、適時適切に見直しを行なう。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果等、社長及び役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

(注 1) 安全統括管理者とは、一般旅客自動車運送事業者が『輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する業務を統括させる』ため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務経験、その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。

(注 2) 運輸規則第 47 条の 5 (安全統括管理者の要件)

道路運送法第 22 条の 2 第 4 号の国土交通省令で定める要件は、下記記載のいずれかに該当するものとする。また、法第 22 条の 7 項 (法第 43



条第5項において準用する場合を含む。)の命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して3年以上従事した経験を有する者。
  - ① 事業用自動車の運行の安全を確保する業務
  - ② 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
  - ③ ①又は②に掲げる業務、その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務
2. 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者。

以 上